

マイナンバーカード取得者に都城市地域通貨を給付します！

本市ではデジタル社会のインフラとなるマイナンバーカードの普及促進とキャッシュレス決済の推進を図るため、総務省の「自治体マイナポイントモデル事業」を活用し、都城市独自施策としてマイナンバーカード取得者に対し、本市が開発予定の地域通貨アプリに市内の加盟店舗で使える地域通貨7,000円分を給付します。

- 対象者 マイナンバーカードを取得した都城市民
 - 申込期間 令和3年7月下旬（予定）～令和3年12月28日（火）
 - 利用期間 令和3年7月下旬（予定）～令和4年1月31日（月）
 - 申込及び利用方法
 - 1 マイナンバーカードを取得
 - 2 スマートフォンに地域通貨アプリ「にくPAY」をインストール
 - 3 マイナポイントアプリ（マイキープラットフォーム）で、①マイキーIDの設定、②にくPAYアプリを選択、③自治体マイナポイントの給付申請
 - 4 アプリに7,000円分の地域通貨を付与
 - 5 市内の加盟店舗でアプリを使って、QR決済でお買い物
 - 加盟店舗
商工会議所及び各商工会を通じて募集中。ホームページ等で、随時公開します。
 - その他
マイナンバーカードを取得しているが地域通貨の申込をしなかった人や令和4年1月以降にカードを取得した人には、地域振興券5,000円分を令和4年1月から配布します。
- <参考：窓口等で配布しているチラシ>

マイナンバーカードを取得している都城市民の方は… **5,000円分以上** もらえる!

地域通貨	地域振興券
7,000円分!	5,000円分!
令和3年12月までに、マイナンバーカードを取得した後で地域通貨の申込をすると、QR決済を使った 地域通貨を7,000円分給付 します。	マイナンバーカードを取得しているが地域通貨の申込をしなかった人や、令和4年1月以降にカードを取得した人に、 地域振興券を5,000円分布 します。
【申込期間】 令和3年7月下旬（予定） ～令和3年12月28日（火）	【配布期間】 令和4年1月 ～令和4年7月末
【利用期間】 令和3年7月下旬（予定） ～令和4年1月31日（月）	【利用期間】 令和4年1月 ～令和4年8月末

どちらか選択してね!

※国の動向により、上記スケジュールは変わることがあります。

【問い合わせ】 都城市マイナンバーカードサポートセンター 電話 23-2774